

◆凍結・破損事故を防ぐために

水道管の冬支度をしましょう

【問い合わせ】水道部施設課
☎ 24-0002 FAX 24-0006



■冬は凍結防止対策をお願いします

本格的な寒波が訪れる時期になりました。毎年この時期には各所で水道管の凍結や破損事故などが頻発し、十分な給水ができないことがあります。気温がマイナス4度以下になると、水道管が凍るといわれています。早めに凍結防止の準備をお願いします。

■水道管の凍結防止方法

《防寒材の取り付け方》

「むき出し」になっている水道管や蛇口に、保温材・古い毛布・布きれなどを巻きつけ、その上からビニールテープなどを巻く。

◆凍って水が出ないとき

凍ったと思われる水道管の露出した部分に、タオルなどをかぶせ、その上からゆっくりとぬるま湯をかけましょう。急に熱湯をかけると、水道管や蛇口が破損することがありますので注意してください。

◆破損したとき

まず、量水器（メーター）のそばにある止水栓を止めてください。止水栓がわからなかったり、止められないときは、破損した部分に布やテープなどを巻きつけて応急処置をし、市の指定給水装置工事事業者へ修理を依頼してください。

※量水器（メーター）より内線（宅内）側で、破損（漏水）により出た水道の料金は、原則としてお客様負担となりますので、十分にお気をつけください。

■悪質業者の訪問にご注意を

市内で「水道部から委託を受け、水道メーターの交換に来た、水道メーターの点検をさせてほしい、水質検査をさせてほしい」などと言って、各家庭を訪問する悪質な業者がいるとの情報が寄せられています。

水道部では、このような委託をした場合は、対象の家庭に事前に通知を送付するか、電話で連絡をしています。不審に思った場合、家の中に入らず、身分証明書の提示を求めるか、水道部施設課へお問い合わせください。

水道の開栓・閉栓は、土・日曜日、祝日と年末年始（12月29日～1月3日）は取り扱っていません。また、長期間留守にする場合は、止水栓を閉めるなどの対応をすることを、お勧めします。

【問い合わせ】

○漏水・給水工事について：水道部施設課

○開閉栓・検針・料金について：伊賀市水道お客様センター ☎ 24-0013 FAX 24-0007

◆たくさんのご応募をお待ちしています

“うえのまちのええところ”フォトコンテスト

【問い合わせ】中心市街地推進課
☎ 22-9825 FAX 22-9628



うえのまちまちづくり協議会では、あなたが残したい“うえのまち”の写真を募集しています。

「古き良きまちなみ」や、「まちに集う人の息づかい」などを写し撮ってみませんか。入選作品には賞品を用意しています。



【応募部門】

《日常部門》

日常に隠れた“うえのまちのええところ”を写した作品

《イベント部門》

うえのまちを舞台とした祭・イベントを写した作品

【応募方法】 写真に応募票を添付して郵送または持参してください。

※詳しくはパンフレットをご覧ください。パンフレットは本庁受付・中心市街地推進課（ハイトピア伊賀2階）・各公民館・各地区市民センターにあります。市ホームページからもダウンロードできます。

【応募期限】 1月29日（金）

【応募先・問い合わせ】 ☎ 518-0873

三重県伊賀市上野丸之内500番地
伊賀市産業振興部中心市街地推進課内
うえのまちまちづくり協議会事務局

☎ 22-9825 FAX 22-9628

（写真左・中央・右）

平成26年度の実賞作品



◆ 職場や地域、学校などで仲間を集めてご参加ください

第56回 伊賀地区駅伝競走大会

【問い合わせ】 スポーツ振興課
☎ 22-9635 FAX 22-9666



【と き】 1月31日(日)

◆開会式 午前8時20分～

◆スタート

《男子の部》 午前10時

《女子・中学男子・中学女子の部》 午前10時10分

【コース】 ゆめドームうえの北側道路(スタート・ゴール)～ゆめが丘～友生地区周辺～三重県伊賀庁舎

※詳しくはお問い合わせいただくか、ホームページでご確認ください。

【区 間】

《男子の部》 6区間 (23.0km)

《女子・中学男子・中学女子の部》 5区間 (13.2km)

【チーム編成・参加資格】

《男子の部》 監督1人、選手9人以内

伊賀地区に在住、または在勤・在学の人(高校生以上)

※1区・2区は男子がいない場合、女子が参加できます。

※大学生・高校生は、1チーム2人まで参加できます。

《女子の部》 監督1人、選手8人以内

伊賀地区に在住、または在勤・在学の人(高校生以上)

《中学男子・中学女子の部》 監督1人、選手8人以内

伊賀地区の中学校に在籍の人

※申し込みは学校単位とします。

【参加料】 (1チーム)

《男子の部》 10,000円

《女子の部》 5,000円

《中学男子・中学女子の部》 3,000円

【申込方法】 スポーツ振興課にある申込書に参加料を添えてお申し込みください。申込書は市ホームページからもダウンロードできます。

【申込期間】 12月7日(月)～1月13日(水) 午後5時

※チーム関係車両(応援)のコース乗り入れと中継点付近への駐車は絶対にしないでください。

※伊賀地区駅伝競走大会は、毎年1月の最終日曜日に開催します。



◆ 市内で事業をしているすべての人(法人・個人)は必ず申告を行ってください

償却資産申告書を提出してください

【問い合わせ】 課税課
☎ 22-9614 FAX 22-9618



「償却資産」とは、事業のために使用する構築物・機械器具・備品などの有形資産をいいます。例えば、ミシンを家庭用として使用している場合は課税対象となりませんが、縫製工場などで事業用として使用している場合は償却資産として課税の対象となるため、申告が必要です。

【対象者】

会社・工場・商店、駐車場・アパート経営など、市内で事業を行っているすべての事業主

【課税の対象例】

①構築物

駐車場などに使用しているアスファルト舗装・車止めなどの設備、広告塔、門、塀、そのほか土地に定着する土木設備など

②機械・装置

工作機械、印刷設備、土木建設機械(ブルドーザなど)、公衆浴場設備(かま・温水器など)、そのほか各種製造設備などの機械類

③車両・運搬具

フォークリフト、構内運搬具、そのほか車両運搬具など

※自動車税・軽自動車税の対象となる車両は除く。

④工具・器具・備品

ミシン、事務用備品(机・棚・パソコン・エアコンなど)、理容美容器具(化粧台・鏡など)、遊戯器具(ゲーム機・パチンコ台など)、看板、医療用器具(診療台・レントゲン機器など)、そのほか各種工具・器具など

※リース機器などは貸与主が課税の対象者となるので、

所定の欄にリース先の記入が必要です。

【申告書の入手方法】 12月中旬に発送します。届かない場合はご連絡ください。市ホームページからもダウンロードできます。

【提出方法】

申告書に必要事項を記入の上、受付窓口^{えらたつくす}に郵送または持参してください。詳しくは申告書に同封の償却資産申告の手引きをご覧ください。

※便利な電子申告(eL-TAX)もご利用いただけます。

詳しくはお問い合わせください。

【受付窓口】 課税課・各支所住民福祉課

【提出期限】 2月1日(月)

※締め切り間際は申告が集中するため、早めの申告をお願いします。